

国家戦略特別区域基本方針（案）の概要

第一 意義及び目標

- ・日本経済の再興のため、大胆な規制・制度改革を実行するための突破口。
- ・国が主導し、国・地方・民間が一体となって推進。
- ・東京オリンピックも視野に、2020年をにらんだ中期目標を設定して取組を推進。
- ・2015年度末までを集中取組期間として、「岩盤規制」全般について速やかに具体的な検討を行い、突破口を開く。
- ・運用の原則は、次の3点。
 - ア）情報公開の徹底、イ）スピードの重視、ウ）PDCAサイクルに基づく評価

第二 政府が実施すべき規制改革等の施策に関する基本的な方針

1. 規制改革等の推進に関する基本的考え方

- ・規制・制度改革に終わりではなく、常に現場のニーズを把握し、規制・制度改革を推進。

2. 推進体制

(1) 国家戦略特別区域諮問会議（以下「諮問会議」という。）

- ・内閣総理大臣主導の下、迅速・簡潔に実行できる体制。
- ・調査審議の公平性・中立性の確保が重要（直接の利害関係者の審議不参加、情報の公開）。

(2) 国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）

- ・国・地方・民間が一体となって推進できる体制。
- ・迅速・適切に意思決定がなされるための運用上の工夫が必要（関係地方公共団体の長の意見集約・代表者選定、民間事業者の代表者の参加等）。

3. 区域方針

- ・区域方針により、各国家戦略特区を性格付け、国・地方・民間の三者が方向性等を共有。
- ・区域方針は、区域指定と一体的に決定。

4. 国家戦略特区の評価

- ・区域計画の実施が及ぼす経済的社会的効果を、数値化等も含めできる限り具体的に設定。
- ・評価項目は、次の項目。

ア）特定事業の進捗状況、イ）経済的社会的効果、ウ）目標の達成状況、エ）規制の特例措置の活用状況・効果（弊害も含む。）等

- ・地方公共団体及び事業者が評価を行った上で区域会議が評価を実施し、内閣総理大臣へ報告。
- ・内閣総理大臣は、評価結果について、公表するとともに、諮問会議から意見を聴取。
- ・諮問会議は、関係府省庁の意見聴取を行い、規制の特例措置の全国展開も含め、調査審議。
- ・評価結果を踏まえ、区域計画の変更、認定の取消、指定の解除等適切に措置。

5. 関連施策との連携

- ・国家戦略特区の提案で構造改革等に資するものは構造改革特区制度との連携等により対応。

第三 国家戦略特区の指定に関する基準等

1. 指定基準

- ・区域指定の検討は、透明性を確保し、客観的な評価に基づき実施。
- ・指定範囲は、基本的に、以下の二類型を想定。
 - ア) 都道府県又は一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定する「比較的広域的な指定」
 - イ) 一定の分野で明確な条件を設定して、地理的な連坦性にとらわれず指定する「バーチャル特区型指定（P）」
- ・イ) についても検討を進めるが、当面は、ア) の類型を先行。
- ・指定は、以下の事項を基準。
 - ア) 区域内の経済的社会的効果 イ) 全国的な効果も含めた波及効果
 - ウ) プロジェクトの先進性・革新性等 エ) 地方公共団体の意欲・実行力
 - オ) プロジェクトの実現可能性 カ) インフラや環境の整備状況
- ・「比較的広域的な指定」の場合には包括性・総合性、「バーチャル特区型指定（P）」の場合には革新性が必要。
- ・指定数は厳選。当面、先行的に指定する数は特に絞り込む。

2. 指定手続

- ・内閣総理大臣が諮問会議・関係地方公共団体の意見を聴いた上で、政令で指定。

第四 区域計画の認定等

- ・区域計画は、国家戦略特区担当大臣、地方公共団体の長及び民間事業者が、相互に密接な連携の下に協議した上で、三者の合意により作成。
- ・内閣総理大臣は、区域計画の認定をできるだけ迅速に実施。
- ・関係大臣が区域計画に不同意の判断をする場合には、諮問会議において調査審議。

第五 政府が講ずべき措置についての計画

1. 規制の特例措置

- ・「国家戦略特別区域における規制改革事項等の検討方針」に従い、必要な措置を着実に実行。
- ・「検討方針」に盛り込まれた事項は、当面措置すべきものにすぎず、追加の規制・制度改革についてスピード感をもって検討し、確実に実現。
- ・これまでの地方公共団体、民間企業等からの提案については、洗い出し等により検討。
- ・区域会議は、取組を具体化する中、民間事業者から、追加の規制・制度改革について意見聴取し、これを実現。
- ・併せて、提案の募集を活用しつつ、必要な追加の規制・制度改革について速やかに措置。

2. 金融上の支援措置

- ・先駆的な研究開発等を行うベンチャー企業等が借入れを行う場合に利子補給金を支給。

第六 政府が講ずべき新たな措置に係る提案募集

- ・現場の声を重視して規制・制度改革を進めるため、取組の具体化に応じて提案募集を実施。
- ・少なくとも年に2回は、提案募集を実施。